輸出統計品目表第八四七七・四〇号を次のように改める。

8477.40	000	―真空成形機及びその他の熱成形機	NO	KG	

輸出統計品目表第八五〇九・四〇号を次のように改める。

8509.40	000	―食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機		NO	

輸出統計品目表第八五二六・九一号を次のように改める。

8526.91	000	――航行用無線機器	NO	KG	

輸出統計品目表第八五二八・七二号中

「			―――プラズマ式のもの			
		210	―――小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）		NO	」を
		290	―――その他のもの		NO	
「		200	―――プラズマ式のもの		NO	」に

改める。

輸出統計品目表第八五二九・九〇号中

「		200	――ラジオ受信機用ＦＭチューナー	NO	KG	」を

削る。

輸出統計品目表第八七〇一・三〇号を次のように改める。

8701.30	000	―無限軌道式トラクター	NO	KG	

輸出統計品目表第八七〇五・一〇号を次のように改める。

8705.10		―クレーン車			
	100	――中古のもの	NO	KG	
	900	――その他のもの	NO	KG	

輸出統計品目表第九〇〇五・八〇号を次のように改める。

9005.80		―その他の機器			
	110	――隻眼鏡（プリズムを用いたものに限る。）	NO	KG	
	900	――その他のもの	NO	KG	

輸出統計品目表第九〇一七・八〇号中

「			――その他のもの			
		910	―――物理分析用又は化学分析用の機器	NO	KG	」を
		990	―――その他のもの	NO	KG	
「		900	――その他のもの	NO	KG	」に

改める。

輸入統計品目表第〇二一〇・九二号を次のように改める。

0210.92	000	――くじら目のもの、海牛目のもの及び鰭脚下目のもの		KG	

輸入統計品目表第〇三〇八・九〇号中

「			――生きているもの			
		110	―――うに		KG	」を
		190	―――その他のもの		KG	
「		100	――生きているもの		KG	」に

改める。

輸入統計品目表第一一〇一・一〇号を次のように改める。

1201.10	000	―播種用のもの		MT	

輸入統計品目表第一一三〇一・一〇号を次のように改める。

2301.10	000	―肉又はくず肉の粉、ミール及びペレット並びに獣脂かす		MT	

輸入統計品目表第一一五〇六・一一〇号を次のように改める。

2506.20	000	―けい岩		MT	

輸入統計品目表第一一五一八・〇〇号を次のように改める。

2528.00	000	天然ほう酸塩及びその精鉱（焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から分離したものを除く。）並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において全重量の85％以下のもの		MT	

輸入統計品目表第一二六〇一・〇〇号中

「			――マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の39％を超えるもの			
		011	―――二酸化マンガン鉱		MT	」を
		012	―――その他のもの		MT	
「		010	――マンガンの含有量が乾燥状態において全重量の39％を超えるもの		MT	」に

改める。

輸入統計品目表第一二七一一・一一号を次のように改める。

2711.12	000	――プロパン		MT	

輸入統計品目表第一二八三〇・九〇号を次のように改める。

2830.90	000	―その他のもの		KG	

輸入統計品目表第一二八三三・一一九号を次のように改める。

2833.29		――その他のもの			
	100	―――亜鉛のもの		KG	
	900	―――その他のもの		KG	

輸入統計品目表第一二八四四・一一〇号を次のように改める。

2844.20	000	―ウラン235を濃縮したウラン及びプルトニウム並びにこれらの化合物並びにウラン235を濃縮したウラン、プルトニウム又はこれらの化合物を含有する合金、ディスパーション（サーメットを含む。）、陶磁製品及び混合物		KG	